

中商連オートオークション統一ルール(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール) 改正新旧対照表

改正後(2023.10.1~)	改正前(~2023.9.30)
<b>別表II 重大クレーム事項の受付期間と裁定</b> <u>6. CARFAX、AUTOCHECKにより判明した並行輸入車のメーター改ざん</u> <u>評価点付・・・当日含む1カ月</u> <u>R点・・・当日含む1カ月</u> <u>低価格車・・・当日含む1カ月</u> <u>商談・・・当日含む1カ月</u> <u>10年・10万km超・・・当日含む1カ月</u>  <u>(クレーム裁定欄)</u> <u>キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費（陸送費のみ）</u>	<b>別表II 重大クレーム事項の受付期間と裁定</b> <u>(新設)</u>
<b>別表IV ペナルティー裁定基準</b> ①落札店都合によるキャンセル オークション当日（ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。） ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。 <u>ただし、ペナルティー金額については、落札金額が500万円以上1000万円未満の場合は10万円とし、落札金額1000万円以上の場合は15万円とする。</u> <u>なお、商談落札によるキャンセルについては、商組規約に準じるものとする。</u>	<b>別表IV ペナルティー裁定基準</b> ①落札店都合によるキャンセル オークション当日（ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。） ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。 商談落札によるキャンセルについては、商組規約に準じるものとする。
<b>別表IV ペナルティー裁定基準</b> ③納税証明書が成約車両に添付されていない場合 落札店は車検満了日の前月から請求することができる。（必ず主催商組を介して申し出すること） 出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に提出をしなければならない。7日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降 <u>1週間経過毎に1万円を加算する。</u> ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。	<b>別表IV ペナルティー裁定基準</b> ③納税証明書が成約車両に添付されていない場合 落札店は車検満了日の前月から請求することができる。（必ず主催商組を介して申し出すること） 出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に提出をしなければならない。7日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降 <u>1日経過毎に2千円を加算する（主催商組の休業日は除く）。</u> ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。
<b>別表IV ペナルティー裁定基準</b> ④自動車税が未納で車検が受けられない場合 ペナルティー1万円 以降 <u>1週間経過毎に1万円を加算</u>	<b>別表IV ペナルティー裁定基準</b> ④自動車税が未納で車検が受けられない場合 ペナルティー1万円 以降 <u>1日経過毎に2千円を加算（主催商組の休業日は除く）</u>
<u>改正記録</u> <u>令和5年4月12日改正、令和5年10月1日実施</u> <u>令和5年7月10日改正、令和5年10月1日実施</u>	